

第3章 強靱化の推進方針

1 リスクシナリオにおける「施策」及び「推進方針」

脆弱性評価の結果に基づき、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、「施策」の推進方針を取りまとめた。

【事前に備えるべき目標1 被害の発生抑制により人命を保護する】

1-1 【地震】住宅・建物・交通施設・電柱等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

《施策》①建築物の耐震・安全化

推進方針

住宅については、簡易耐震相談会において耐震化の啓発を実施し、昭和56年5月以前の既存住宅（木造住宅）の耐震診断及び耐震改修工事に助成を行い、耐震化を促進する。大規模建築物等の耐震化については、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進を図る。

また、屋内の安全確保、危険ブロック塀等の撤去について対策を進める。

○千葉県住宅・建築物安全ストック形成事業

○ブロック塀等改修促進事業

《施策》②地域の安全確保

推進方針

大規模地震や風水害発生時、混乱状態の中で多くの市民等が安全に避難できるよう道路（避難路）や公園等の空地（避難場所）を確保する。

《施策》③学校・事業者等の防災対策

推進方針

災害時に特に配慮を要する学校や危険物施設等の管理者・事業者等に対し災害発生時においても、所要の安全を確保できるよう体制の整備を働きかける。

《施策》④地域における災害対応力の向上

推進方針

児童・生徒等を始め、市民一人一人が自分の周りの災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、反射的に自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害からの早期復旧できる気運を醸成するとともに仕組みを構築する。

《施策》⑤要配慮者等への支援

推進方針

災害時に特別な配慮を必要とする方に対して安全確保のための施策を推進する。

《施策》⑥防災関係機関等との連携した実戦的訓練の実施

推進方針

県、消防、警察、自衛隊、医療機関、指定地方公共機関等、関係機関と災害時に円滑に活動できるよう平常時から訓練等を通じて連携の強化を図る。

《施策》⑦密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）

推進方針

火災発生時の延焼により被害が拡大する可能性の高い密集市街地の改善を図るため、狭あい道路の解消など安全な避難路となる都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地地区画整理事業及び市街地再開発事業を推進する。

また、従来から住環境の整備が進まない密集市街地において、狭あい道路拡充整備の促進や下水道整備の促進を図るとともに、基幹道路の一部の整備に向けて調査・検討を進める。

- 野田市駅西土地地区画整理事業
- 野田市駅西土地地区画整理事業（駅前広場）
- 梅郷駅西土地地区画整理事業
- 都市再生区画整理事業の推進
- 狭あい道路整備等促進事業（土地地区画整理事業未施行地区）の推進

《施策》⑧無電柱化の推進

推進方針

大規模災害時に液状化や建物損壊等による被害を受けやすい電柱については、無電柱化を推進し、ライフラインの確保や道路閉塞の防止等、防災性の向上を進める。

- 野田市駅西土地地区画整理事業【再掲】
- 野田市駅西土地地区画整理事業（駅前広場）【再掲】
- 主要地方道つくば野田線（野田市目吹～野田市中野台）の整備促進
- 主要地方道松戸野田線（野田市今上～野田市中野台）の整備促進

《施策》⑨幹線道路等の整備

推進方針

地域住民の避難経路や緊急車両の通行空間を確保し、火災の延焼遮断帯として機能させるため、幹線道路等の整備を推進する。

- 都市計画道路堤台柳沢線
- 都市計画道路中野台中野線
- 主要地方道つくば野田線（野田市目吹～野田市中野台）の整備促進【再掲】

《施策》⑩橋梁等道路施設の維持修繕

推進方針

橋梁やトンネルなどの道路施設は、大規模災害によりその機能が損なわれないよう定期点検を確実に実施するとともに、修繕計画に基づいて効率的な維持管理を行う。

《施策》⑪緊急輸送道路等の整備促進

推進方針

緊急輸送道路に指定されている主要地方道つくば野田線、主要地方道越谷野田線、主要地方道結城野田線、主要地方道境杉戸線、主要地方道松伏庄和関宿線及び野田市の外郭環状道路に位置付けている都市計画道路今上木野崎線などの路線については、千葉県に対し更なる整備を要望する。

- 都市計画道路中野台鶴奉線（主要地方道つくば野田線）の整備
- 都市計画道路東宝珠花柏寺線（主要地方道結城野田線）の整備
- 都市計画道路清水上花輪線（主要地方道結城野田線）の整備
- 都市計画道路今上木野崎線（一般県道川藤野田線の延伸）の整備
- 都市計画道路尾崎中里線（一般県道川間停車場線）の整備
- 野田橋の架け替えを含む浦和野田線（主要地方道越谷野田線）の4車線化並びに芽吹大橋の架け替えを含む主要地方道つくば野田線の4車線化
- 主要地方道結城野田線の整備
- 主要地方道我孫子関宿線の整備
- 主要地方道境杉戸線バイパス（都市計画道路台町元町線）の整備
- 東西に連絡する道路の整備
- 都市計画道路野田市駅野田橋線及び野田市駅中根線（主要地方道野田牛久線）の整備

《施策》⑫連続立体交差事業の整備促進

推進方針

鉄道利用者等の安全確保及び輸送機能の維持など安全性の向上を図るとともに、災害時における応急対策活動や地域住民の避難が迅速かつ円滑に行えるよう、連続立体交差事業の整備を促進する。

- 東武野田線

《施策》⑬防災拠点の強化（交通結節点の改善）

推進方針

駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要である。

また、自由通路や駅前広場へ接続する歩行者通路等を整備することにより、歩行者の安全かつ快適な動線を確保する。

- 愛宕駅西口駅前広場の整備
- 愛宕駅東口駅前広場の完成形整備
- 歩行者ネットワークの整備
- 野田市駅西土地区画整理事業【再掲】
- 野田市駅西土地区画整理事業（駅前広場）【再掲】
- 主要地方道野田牛久線の整備促進

《施策》⑭公共施設の耐震化・計画的保全等

推進方針

公共施設・学校施設において、引き続き、機能保全・改善を図ることを目的とし、計画的に建て替えや保全改修を行うとともに、施設の利用計画に応じた耐震化・不燃化等を促進する。特に、小中学校等の施設については災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなるため、「どんな人にも使いやすい（ユニバーサルデザイン）」多機能トイレへの改修等を行う。また、体育館等には空調設備の整備を行い被災者等の健康・避難所生活環境の確保を図る。

○千葉県地域住宅等整備計画事業

取組項目＜公共施設及び学校施設＞

○大規模改修及び長寿命化改修、○屋上防水・屋根改修、○外壁改修（サッシュ改修を含む）、○トイレ改修整備（洋式化・全面改修・外トイレ改修）、○給食室のエアコン設置整備、○体育館のエアコン設置整備、○教室等のエアコン計画更新、○空調設備計画更新、○電気設備計画更新、○給排水設備計画更新、○公共下水道の接続整備（既存浄化槽の解体撤去含む）、○高架水槽改修（耐震性の強化のため、地上型設置に変更）、○プールの全面改修、○樹木伐採（高木や強風等で倒木の恐れがある樹木）、○樹木伐採整備後の中低木の植栽、○危険な遊具の撤去及び新たな設置、○学校施設の避難所としての機能強化、○ユニバーサルデザインの導入、○省エネルギー化の推進（省エネ機器の導入・照明のLED化・手洗い等の自動水洗化）、○施設のバリアフリー化に伴い、垂直移動ができるようにエレベーターの設置、○適切な学校給食運営（衛生管理を含め）ができるよう、自校式給食棟の建て替え

《施策》⑮宅地の滑動崩落対策

推進方針

造成宅地で地滑りの変動が生じ、崖崩れ又は土砂の流出による滑動崩落被害に関して、住民の理解を深めるため大規模盛土造成地マップの作成及び調査を行う。

1-2 【大規模火災】密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

《施策》①建物の出火防止

推進方針

住宅、事業所等からの出火を防止するため、防火指導を更に強化するほか、消防法に基づき所要の措置を行う。

《施策》②情報収集及び情報伝達体制の整備・強化

推進方針

火災の通報又は大規模災害で市民からの通報が受けられない状況においても、火災の警戒が実施でき、かつ、その規模・状態が視覚的に確認できるとともに、先行的に状況

の変化を予測し、関係機関への通報及び火災現場周辺住民に対して警告できる体制を整備する。

《施策》③初期消火体制の確保

推進方針

どのような状況下においても、仮に大規模地震発生直後の水道（消火栓）が使用できない状況においても、また消防隊が直ちに現場に到着できない状況においても、火災が小規模のうちに消火できる体制を確保する。

《施策》④救助体制の整備・強化

推進方針

地震及び地震による火災から人命を救出するため救助隊の出動体制を整備・強化する。

《施策》⑤防火・準防火地域への適合

推進方針

市街地における延焼防止を図るため、建築物が密集し震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

《施策》⑥密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

1-3 【洪水・風水害】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

《施策》①相互応援体制の整備・強化

推進方針

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により、避難者を収容しきれないような状況及び大規模地震の際の余震等、過酷な環境下に耐えられない市民等が市域外の安全な場所に一時的に避難できる体制を整備する。

《施策》②浸水対策の推進

推進方針

浸水被害を軽減するため、利根川、江戸川及び座生川の堤防（護岸）強化対策を国や県に強く要望するとともに、河川、排水路、調整池及び雨水幹線などの整備を行い、排水不良箇所の解消を図る。また、ハザードマップを作成し、市民に洪水災害に関する意識を啓発する。

○冠水・浸水対策事業

○一級河川利根川水系 座生川の整備促進

《施策》③農業用施設の維持管理

推進方針

野田市及び土地改良区が管理する農業用施設（幹線排水路、樋管、揚排水機場等）の適正な維持管理を行い、農地の保全および浸水被害軽減に努める。

《施策》④水難救助体制の整備・強化

推進方針

利根川、江戸川、利根運河の氾濫等により被災した住民を救助できる体制を整備する。

《施策》⑤宅地の滑動崩落対策【1-1 再掲】

【事前に備えるべき目標 2 救助・救急及び医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する】

2-1 【物資・燃料】被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の途絶

《施策》①物資等の補給体制の確保

推進方針

市民及び事業者の責務として3日分以上の水、食料等の備蓄に努めてもらうとともに、市としては数日間の補給がない状態でも自己完結できる体制を確保しつつ、同時被災しないと予想される地域の市町等と災害時相互応援協定に基づき、継続的な物資等の補給体制を確保する。

《施策》②物資等の供給に対する阻害要因の除去

推進方針

小中学校及び幼稚園の敷地内植栽されている樹木のうち、民地や道路に越境し通行に支障を与えているもの及び校舎や電線等よりも高い樹木について、倒木などによって交通障害や停電を引き起こし、救助・救急活動等に支障を来さぬよう計画的に伐採等を行う。

《施策》③幹線道路等の整備【1-1 再掲】

《施策》④橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

《施策》⑤連続立体交差事業の整備促進【1-1 再掲】

《施策》⑥緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

2-2 【救助・救急】自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

《施策》救助・救急能力の確保

推進方針

消防本部庁舎等の安全性を継続して確保するとともに、救助・救急隊員の養成、車両の増台により救助・救急能力の確保を図る。また、市民及び市内業者の協力を得て、重機及びオペレーターの確保に努める。

2-3 【医療】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

《施策》①医療救護体制の確保

推進方針

住宅等の耐震化及び身を守る行動（シェイクアウト）の習性化により、負傷者の発生を限定する。

《施策》②物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

2-4 【衛生管理】被災地における疫病・感染症等の大量発生

《施策》衛生環境の悪化防止

推進方針

災害時のトイレ状態の悪化防止を重視して、備蓄を行うとともに、災害発生時には清潔な水を可能な限り確保して衛生環境の悪化を防止する。

【事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する】

3-1 【警察機能】被災による司法機能及び警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

《施策》地域防災力等による治安の維持

推進方針

災害時も機能する監視システムの構築を目指すとともに、地域の組織力により継続的に治安の悪化を防止する。

3-2 【災害対策本部・行政】地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

《施策》①悪条件下における災害対策本部運営体制の整備

推進方針

訓練を通じて継続的に職員の災害対処能力の向上を図るとともに、悪条件下においても災害対策本部が機能できる体制を整備する。

《施策》②行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保

推進方針

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保する。

【事前に備えるべき目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する】

4-1 【電話・メール】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

《施策》防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

推進方針

防災行政無線を主体とする市民への情報伝達手段の充実に努めるとともに、災害対策本部と避難所等主要施設間の自前の双方向通信の確保に努める。

4-2 【マスメディア等】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

《施策》防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

推進方針

県関係機関との連絡体制を確保するとともに、防災行政無線放送、消防団、広報車等による情報伝達体制を維持する。

4-3 【情報サービス】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

《施策》①防災行政無線を主体とした情報伝達手段の充実強化

推進方針

防災行政無線などの通信設備の整備に努めるとともに、それら通信の運用体制の充実を図る。

《施策》②避難所の通信環境の整備

推進方針

災害時に避難所として多数の被災者を受け入れることとなる小中学校等にWi-Fi を整備し、災害・防災等の情報を始め、避難者が安否情報や支援情報などを速やかに収集・伝達できるよう、避難所の通信環境を整備する。

【事前に備えるべき目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない】

5-1 【供給連鎖】サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

《施策》①企業の災害対処能力の向上

推進方針

企業の災害対処能力の向上のためのBCP作成支援、防災訓練等の支援を行うとともに、円滑な供給体制が維持できるよう道路環境を整備する。

BCPとは、業務継続計画（Business Continuity Plan）。災害発生時に、利用できる資源（ヒト、モノ、情報等）に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、災害時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、業務の執行体制等を定めた計画

《施策》②物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

5-2 【エネルギー】エネルギー供給の途絶による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

《施策》①企業及び家庭の災害対処能力の向上

推進方針

企業の災害対処能力の向上を支援するとともに、日頃から家庭での燃料等備蓄を呼びかけることにより混乱を最小限にする。

《施策》②非常用電源の確保

推進方針

行政機関の施設の耐震化及び老朽化対策と併せて、非常用電源設備・太陽光及び蓄電設備の設置等により停電時の電源を確保する。

《施策》③物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

《施策》④行政機関の施設の耐震化・老朽化対策の推進及び非常用電源の確保【3-2 再掲】

5-3 【食料】食料等の安定供給の停滞

《施策》①食料等の確保及び供給体制の整備

推進方針

市による備蓄を継続するとともに、迅速なニーズ把握及び幹線道路の維持により、食料等の継続的調達を行う。また、農地の早期復旧により食料等の安定供給に寄与する。

《施策》②幹線道路等の維持修繕

推進方針

物流ルートを確実に確保するため、道路・道路附属物等の輸送基盤の整備を着実に進める。

○修繕計画事業（舗装）

○修繕計画事業（法面）

○修繕計画事業（道路附属物）

《施策》③農地の保全

推進方針

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域資源の適切な保全管理を推進する。

《施策》④農業施設などの整備増強、防疫対策

推進方針

災害時の食料を安定供給するため、災害に強い産地の基幹施設等の整備、農業用機械の増強や、家畜の防疫対策を推進する。

《施策》⑤防災機能の向上

道の駅は、休憩、情報発信、地域連携といった機能を併せ持つ施設であり、緊急避難場所や復旧・復興支援のための拠点となり得ることから、防災設備を兼ね備えた施設の整備を進めていくことで、防災機能の向上を図る。

○多くの人が食料や情報を求め「道の駅」に避難することが想定される

○自衛隊、レスキュー隊などの活動拠点になり得る

《施策》⑥幹線道路等の整備【1-1 再掲】

《施策》⑦橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

《施策》⑧密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

《施策》⑨防災拠点の強化（交通結節点の改善）【1-1 再掲】

《施策》⑩物資等の供給に対する阻害要因の除去【2-1 再掲】

《施策》⑪緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

《施策》⑫農業用施設の維持管理【1-3 再掲】

【事前に備えるべき目標 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる】

6-1 【エネルギー】電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

《施策》①燃料の継続的確保

推進方針

燃料の備蓄を継続するとともに、関東圏外から燃料を確保できる体制を整備する。

《施策》②無電柱化の推進【1-1 再掲】

6-2 【上下水道】上下水道の長期間にわたる供給停止

《施策》上下水道の機能維持

推進方針

被災時の点検・復旧は、飲料水・生活用水の入手先の多様化を図り、上水道の復旧を優先的に進める。下水道施設の耐震化や長寿命化を進めるとともに、必要に応じて、下水道事業業務継続計画の見直しを行う必要がある。

また、千葉県及び流域下水道関連市と合同下水道事業業務継続計画合同訓練を実施する必要がある。

6-3 【污水处理】污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

《施策》污水处理機能の確保

推進方針

処理施設の機能維持及び確保に努めるとともに、污水处理の強化にも努める。

○公共下水道の推進事業

6-4 【交通インフラ】地域交通ネットワークが分断する事態

《施策》①交通インフラの整備

推進方針

災害発生時障害となる事象を務めて排除し、特に都市計画道路や幹線道路等の確保を図る。

○主要地方道つくば野田線（野田市目吹～野田市中野台）の整備促進【1-1 再掲】

○主要地方道松戸野田線（野田市今上～野田市中野台）の整備促進【1-1 再掲】

《施策》②密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

《施策》③幹線道路等の整備【1-1 再掲】

《施策》④橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

《施策》⑤緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

《施策》⑥連続立体交差事業の整備促進【1-1 再掲】

6-5 【堤防・水門・樋管等】防災インフラの長期間にわたる機能不全

《施策》①堤防（護岸）機能の維持強化

推進方針

堤防（護岸）改修の要望を継続するとともに、堤防（護岸）の継続的な点検により異常箇所を早期発見に努める。

○一級河川利根川水系 座生川の整備促進【1-3 再掲】

《施策》②農業用施設の維持管理【1-3 再掲】

【事前に備えるべき目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない】

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

《施策》①初期消火体制の充実強化

推進方針

災害時においても消防隊及び救助隊が迅速に火災現場に到着できる体制を整備するとともに、火災発生原因を限定し、防火対策の指導を更に強化し地域防災力の向上を図る。

《施策》②密集市街地の環境整備（不燃領域率の向上）【1-1 再掲】

《施策》③公共施設の耐震化・計画的保全等【1-1 再掲】

7-2 【倒壊～交通麻痺】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

《施策》①幹線道路等の整備【1-1 再掲】

《施策》②橋梁等道路施設の維持修繕【1-1 再掲】

《施策》③上下水道の機能保持【6-2 再掲】

《施策》④緊急輸送道路等の整備促進【1-1 再掲】

7-3 【有害物質】有害物質の大規模拡散・流出

《施策》有害物質等の確実な管理及び指導

推進方針

有害物質の把握及び危険物等の安全対策を確実に行う。

【事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する】

8-1 【災害廃棄物】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

《施策》災害廃棄物の処理体制の整備

推進方針

大量の災害廃棄物の発生に備え、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するための体制を整備する。

8-2 【浸水】広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

《施策》浸水による被害の限定

推進方針

浸水被害の原因により対処要領が異なるため、原因に応じた対策を整備する。

8-3 【基盤】市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

《施策》①強固な基盤インフラ整備

推進方針

道路、河川の整備を進めるとともに、公園、公共施設の適正配置と点検改修を行い、災害に強いまちづくりを計画的に実施する。また、災害時の公衆トイレ対策として、住宅密集地の公園等の公共施設にトイレ整備を進めていく。

《施策》②公共施設の耐震化・計画的保全等【1-1 再掲】

8-4 【労働力】労働力の減少及び地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

《施策》①防災連携体制の確立

推進方針

自治会等の地域コミュニティの活性化対策を講じるとともに、防災訓練等への積極的な参加を市民等に呼び掛け、地域における防災行動力の強化を図る。

《施策》②農業施設などの整備増強

推進方針

災害に強い産地の基幹施設等の整備や、農業用機械の増強を行い、災害後の市内産業における雇用推進を図る。